

# 確定申告が間違っていたときは

確定申告をした後で、計算間違いなど申告内容に間違いがあることに気付いたり、あるいは、うっかりして確定申告することをおぼわすか。申告内容に間違いがあるときはそれを訂正することができます。また、確定申告をしなければならぬのにしていないときは、ただちに申告をしてください。

## ◎税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額に訂正することができます。

更正の請求ができる期間は、申告期限から一年以内です。平成六年分の申告所得税は平成八年三月十五日まで、平成六年分の消費税の申告については、平成八年四月一日までとなります。

## ◎税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、

税額を少なく申告していたことに気付いたときは「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

修正申告は、税務署から更正を受けるまでいつでもできます。税務署の調査を受けた後で修正申告したり、更正を受けたりすると加算税がかかりますので、気付いたときはなるべく早く申告されるようお勧めします。

なお、調査を受ける前に自主的に修正申告をしたときには、加算税はかかりません。

また、修正申告によって新たに納めることとなった税額は、修正申告書を提出する日に納めてください。この納める税額には、本来の納期限の翌日（たとえば所得税ですと三月十六日）から納付する日までの期間について延滞税がかかる場合がありますので、本税と併せて納めてください。

## ◎確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならぬのに、申告書の提出を忘れていたときは、ただちに申告してください。

申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といって、税務署から決定を受けるまでいつでもできます。税務調査を受けた後で期限後申告をしたり決定を受けたりすると、本来の税額のほか、納付すべき税額の15%の無申告加算税がかかりますので、なるべく早く申告をされるようお勧めします。

なお、調査を受ける前に自主的に期限後申告をしたときは加算税は5%に軽減されます。また、この場合の税額は、申告書を提出する日に納めてください。

なお、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが本税と併せて納めていただくこととなります。

※各用紙は税務署にあります。また、手続き等について不明の点がありましたら、税務署にご相談ください。

# 固定資産課税台帳の縦覧のお知らせ

平成七年度固定資産課税台帳を下記により縦覧します。縦覧は、固定資産税の基になる自分の資産の把握のみならず評価額や課税標準額等も確定する効力も有しています。

## 平成六年分

### 所得証明は六月十五日から!

小須戸町では、一月一日現在小須戸町に住んでおられる方を対象に、一月一日現在の税の台帳に基づき、次の証明を発行しています。

①所得証明（各年度の所得額の証明）

②課税証明（各年度の税額の証明）

③非課税証明（各年度の税額のないことの証明）

なお、「無職かつ無収入」の証明については、申請時点で無職かつ無収入であることが、台帳では事実確認ができないので、証明することはできません。

その場合、所得証明、非課税証明、勤務されていた方は、前勤務先の退職証明、源泉徴収票、

## 一、期間

四月五日～四月二十四日  
(執務時間中)

## 二、縦覧場所

小須戸町役場税務課(一階)

年金証書等で代用してください。また、平成七年度の住民税の確定前(納税通知書の発送前)は、平成六年分の所得についての所得証明は発行できません。(平成五年分の所得証明になります。)

①特別徴収事業所に勤務されている、「住民税特別徴収税額通知」が発行された方  
五月十五日以降

②、①以外の方(住民税普通徴収税額通知が発行された方や非課税の方)  
六月十五日以降

なお、所得証明の必要な方は、所得がなくても、住民税の申告をしてください。

## 国民健康保険係から

次のようなことがありましたら必ず十四日以内に役場国民健康保険係に届け出をしてください。

### 《注意したいこと》

◎加入の届け出がなかった場合  
国保に加入しなければならぬのに、届け出がなければ、その間に医療費は全額自己負担となります。

◎やめる届け出がなかった場合  
国保の資格がなくなったのに届け出がなければ、うっかり国保の保険証を使って診療を受ける人がおられます。このようなくは国保で負担した医療費(か

## 国民年金係から

かつた費用の七割または八割分)はあとで返していただくこととなりますのでご注意ください。  
なお、わからないことがありましたら国民健康保険係へ連絡をください。  
(内線31番)

四月は就職や退職、転勤など異動の多い時期です。

異動によって国民年金の加入の種類が変わったり、住所を変更したときは、国民年金の手続きが必要で、

なお、この異動にともない、扶養されている配偶者も届出が必要となります。手続きを忘れていたり、将来不利になることがありますので、速やかに役場に届け出るようにしましょう。  
お問い合わせは住民係へ(内線38番)

毎年三月・四月は、転勤・退職等異動が多くなります。住民税特別徴収事業所は、給与所得者異動届出書をお早めに提出してください。

また、新たに、平成七年中に特別徴収事業所へ就職したことにより、平成七年度分住民税を特別徴収(給与からの天引)で希望する方は、四月二十日まで税務課にお知らせください。申し出のない方は、普通徴収となります。



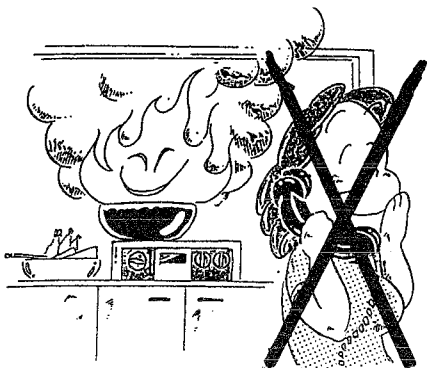
春の異動に伴う  
各係からの  
お願い

## 住民税係から

国保に入るとき	持参するもの
こんなときには届出を	
他市区町村から転入してきたとき	印かん、転出証明書
他の健康保険をやめたとき	印かん、健康の離脱証明書
生活保護をうけなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
国保をやめるとき	
他市区町村へ転出したとき	印かん、保険証
他の健康保険に加入したとき	印かん、国保と健保の保険証
生活保護をうけるとき	印かん、保険証、保護開始決定通知書
死亡したとき	印かん、保険証、死亡を証明するもの
その他のとき	
退職者医療制度に該当したとき	印かん、保険証、年金証書
退職者医療制度に該当しなくなったとき	印かん、保険証
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印かん、保険証
保険証をなくしたとき、よこれて使えなくなったとき	印かん、使えなくなった保険証、身分を証明するもの
修学のため子どもが他市区町村に下宿するとき	印かん、保険証、在学証明書
長期旅行などで別個の保険証がほしいとき	印かん、保険証

# 春季火災予防運動

4月1日～4月7日  
「安心の暮らしの中心火の用心」



火災が発生しやすい気候となる時季を迎えます。一人ひとりが火災を出さないよう火の取扱いに注意し、火災による死傷事故や、財産が失われないよう、気をつけましょう。

消防署・消防団では運動期間中、火災予防の広報巡回を行います。

★火の用心//七つのポイント

- 1、寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない。
- 2、子供には、マッチやライターで遊ばせない。
- 3、風の強いときは、たき火等しない。

- 4、天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- 5、家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 6、ふろの空だきをしなない。
- 7、ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

寝る前、お出かけ前に必ず、家族みんなで火の元をお確かめください。

※ 火災等の問い合わせには、消防署テレホンサービスをご利用ください。

☎025-373-3400

(白根地区消防署)